

指導行政のポイント

“到達目標”の明確化は難しい

菱村 幸彦

11月7日、中央教育審議会の教育課程部会から「審議のまとめ」が出された。全体で150ページに及ぶ大部な報告書である。

指導要領の再構築となる

この大部な「審議のまとめ」で、1つだけ書かれていないことがある。それは、到達目標についてである。平成18年2月に出された「審議経過報告」では、「学校教育の質の保証」の項で「学校教育の目標を明確化するため、国が各教科の到達目標を明確に示すことが必要である」と提言されていた。

また、平成19年1月に出された「第3期教育課程部会の審議の状況について」でも、「到達目標の明確化」の項で、「到達目標の明確化について、義務教育修了の段階で、すべての子どもが必ず身に付けるべき項目の例を分かりやすく示す、これらの項目が身に付いていない子どもに対しては、履修する学年を超えてでも補充指導等により習得を目指す、生活習慣や学習習慣など家庭や社会における取組みを求める内容を含むものとし、学習指導要領とは別に、義務教育の質の保証を図るものとして示す、といった議論がなされた」と書かれている。

ところが、今回の「審議のまとめ」には、到達目標については何も提言がない。教育課程部会では、到達目標のあり方について、かなり審議されてきたにもかかわらず、それについて提言がないということは、到達目標をどのように設定するかについて、確たる結論が得られなかったからだろう。

私は、当初から到達目標の設定には無理があると思っていた。「各教科の到達目標を明確に示す」と言うのは簡単だが、具体的に指導要領に示すことは困難である。なぜなら、それは昭和33年の告示以来、積み重ね、練り上げてきた指導要領の「目標」や「内容」を全面的に再構築することにならざるを得ないからだ。

もちろん、学校で習得すべき知識・技能について主要な到達目標を示すことは可能である。しかし、各教科の到達目標を構造的に組み立て、オールラウンドに落ちなく示すことは、そう簡単にできることではない。仮にできるとしても、それは平成14年に国立教育政策研究所が作成した各教科の評価規準のようなものになるのではないか。

到達目標を示すなら参考資料で

国立教育政策研究所が示した評価規準は、指導要領の目標・内容をブレイクダウンした詳細な項目となっている。そんな詳細な項目を指導要領に定めれば、指導要領は大綱的基準ではなく、細目的基準になってしまう。それでは教師に対する拘束が強まり、教育課程編成の現場主義を標榜する今回の改訂の趣旨に沿わない。

もう1つ、指導要領の法的性質についても再吟味が必要となる。到達目標を定めるということは、指導要領が「教師に向けた指導基準」から「児童・生徒に向けた到達基準」に変わることを意味する。これまで指導要領は、教師の指導基準として法的拘束性が是認されてきた。しかし、指導要領が児童・生徒の到達基準となった場合、指導要領の法的性質はどのように考えたらいいのか。

とくに問題となるのは、児童・生徒の学習が到達目標に達しない場合である。指導要領が指導基準であれば、教師は指導要領に沿って指導している限り法的問題は生じない。しかし、指導要領が到達基準となると、児童・生徒が到達目標に達しない場合、指導要領との関係で教師の指導責任が問題となる。

将来、国が到達目標を設定することがあるとしても、それは指導要領ではなく、参考資料として示すべきであろう。

(ひしむら・ゆきひこ = (財)学習ソフトウェア情報研究所 理事長)

本紙は、<http://www.kyouiku-kaihatu.co.jp>でも掲載

●好評発売中！●

高階玲治【編著】

B5判 272頁・定価2,500円

教育開発研究所

『「学力調査」対応法・活用法』調査データの読み方 / 活用 / 保護者への説明

研修誌・図書の小社への直接のお申込みは、無料FAX 0120-462-488をご利用ください(24時間受付・即日発送)